## 平成27年度

神奈川県予算に対する要望

平成26年11月

横浜市

日頃より、横浜市政の推進にあたり格別の御高配、御協力をいただき、改めて深く 感謝申し上げます。このたび、平成27年度予算編成に向けた横浜市としての要望事 項を取りまとめましたので、御検討のほどよろしくお願い申し上げます。

現在、横浜市をはじめ、日本のあらゆる自治体が、少子高齢化、人口減少社会の到来という課題に直面しています。国においては、「まち・ひと・しごと創生(地方創生)本部」が設置され、人口減少対策や地域活性化策の検討、議論が進んでいます。横浜市としても、こうした時代の課題を乗り越え、『誰もが安心と希望を実感でき、人も企業も輝く横浜』を実現するために、現在、「横浜市中期4か年計画 2014~2017」の策定を進めています。

少子高齢化のみならず、都市インフラ等の老朽化、自然災害の甚大化など、解決すべき課題は山積しています。その一方で、神奈川県とともに推進している「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」が成果を生み出し、またともに提案を行った「国家戦略特区」にも指定を受けるなど、大きな期待も寄せられています。2020オリンピック・パラリンピック東京大会の開催等のチャンスもあり、今まさに都市としての大きな転換期を迎えている中で、横浜を確実に発展させていく計画といたします。

平成 27 年度予算編成においては、この中期 4 か年計画のもと、着実に成果を生み出していくために、施策の推進と財政の健全性の維持を踏まえた予算の編成に取り組んでいきます。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第4次一括法)」の公布により、平成27年4月には、道府県等から政令指定都市への事務・権限の移譲が行われます。これを円滑に進め、より市民生活に即した行政サービスを展開していく必要があります。

この要望書では、平成 27 年度予算編成に向けて、現在の県制度の改善を求める事項、そして県と市が一層連携、協力して進めていかなければならない事業について、県と市の役割やこれまでの経過を踏まえ、とりまとめています。

神奈川県におかれましても、大変厳しい財政状況にあることは十分承知しておりますが、この趣旨を御賢察いただき、平成 27 年度の予算編成にあたり、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成 26 年 11 月

# 横浜市長 林 文子

### 目 次

1	制	度の充実や改善に関する要望	
	(1)	子ども・子育て支援新制度の推進【新規】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(2)	水素エネルギーの導入拡大に向けた県市連携の強化【新規】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(3)	政令市と他の市町村との補助較差是正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
		・小児医療費助成事業	
		・ひとり親家庭等医療費助成事業	
		・重度障害者医療費助成事業	
		・在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業	
	(4)	県から市への事務・権限の移譲	
		~「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の	
		整備に関する法律(第4次一括法)」等への対応~【新規】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2	事	業の推進にかかる要望	
	(1)	防災・減災に向けた取組の推進 〜風水害対策への対応〜・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(2)	消防団の装備充実【新規】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(3)	医療提供体制の充実に向けた取組の強化【新規】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(4)	市民病院再整備事業【新規】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(5)	特別支援学校の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
	(6)	県市協調で進めている事業	1 1
		・市街地再開発事業	
		• 神奈川東部方面線整備事業	
		• 都市基盤河川改修事業	

番号	事業名	県所管局					
1-(1)	子ども・子育て支援新制 度の推進 (こども青少年局)	県民局					
	【横浜市子ども・子育で支援事業計画(仮称)表家						

【横浜市子ども・子育て支援事業計画(仮称)素案の概要】

(1) 計画の趣旨・位置づけ

「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく計画として、幅広く本市の子ども・青少年にかかる施策を推進

(2) 計画の内容

ア 「子どものための教育・保育給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」に関する5か年(平成27~31年度)の量の見込み(ニーズ量)とそれに対応するための確保方策(確保内容・実施時期)

イ 子ども・青少年にかかる施策・事業

#### <「量の見込み」と「確保方策」を明記する事業>

- ○子どものための教育・保育給付: 認定こども園、保育所、幼稚園など、教育・ 保育に関する施設・事業
- ○地域子ども・子育て支援事業:
  - ①利用者支援

(保育コンシェルジュ等)

- ②延長保育事業
- ③放課後児童健全育成事業

(放課後児童クラブ・放課後キッズクラブ)

④乳児家庭全戸訪問事業

(こんにちは赤ちゃん訪問事業)

⑤地域子育て支援拠点事業

(親と子のつどいの広場事業等)

- ⑥一時預かり
- ⑦病児保育事業
- ⑧妊婦健診

など13事業

平成27年4月に施行予定の「子ども・子育て支援新制度」では、認定こども園、幼稚園及び保育所等の「子どものための教育・保育給付」と、地域子育て支援拠点や一時預かり、放課後児童クラブ等の「地域子ども・子育て支援事業」に分けられています。

明

説

子ども・子育て支援法においては、「子どものための教育・保育給付」に要する費用は、都道府県が4分の1を負担し、「地域子ども・子育て支援事業」に要する費用は、都道府県の予算の範囲内で、交付金を交付することができると定められています。

つきましては、「子ども・子育て支援新制度」のもと、**幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進す**るため、財源の確保及び必要額の交付を要望します。

あわせて、「かながわ保育士・保育所支援センター」における保育士確保の取組など、引き続き県内での子育て支援の取組の一層の強化に向けた連携・協力をお願いします。

番号	事業名	県所管局
1-(2)	水素エネルギーの導入 拡大に向けた県市連携 の強化 (温暖化対策統括本部)	産業労働
<四首長系		
	タテーマ 「水素ステーションの	整備促進」
◇実施日   	<ul><li>・平成25年10月17日 (第39回)</li><li>・平成26年10月10日 (第40回)</li></ul>	
水素スラ	テーションや燃料電池自動車(]	FCV) Z
関する普及	及啓発に連携して取り組む方向性	生を共有。
/かたがt	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	

#### <かながわ次世代自動車普及推進協議会>

- ◇設置 平成25年8月30日
- ◇構成員 自動車メーカー、電池メーカー、水素・電気供給事業者、水素関連事業者、 行政(経済産業省、神奈川県、横浜市、 川崎市、相模原市)

◇開催

- 第1回協議会 (平成25年8月30日)
- ・平成25年度第1回FCV部会

(平成25年10月24日)

- ・平成26年度第1回普及促進ワーキンググループ会議 (平成26年7月28日)
- ・平成26年度第1回FCV部会

(平成26年8月26日)

水素エネルギーは、利用段階でCO2を 排出しないクリーンエネルギーとして注目 されており、**今年度、燃料電池自動車(F CV)の市場投入や、国による「水素・燃料電池戦略ロードマップ」の策定**など、そ の普及に向けて大きな動きを見せていま す。

明

説

神奈川県と県下政令市は、四首長懇談会で、水素ステーションの整備促進について意見交換を行うとともに、「かながわ次世代自動車普及推進協議会」において燃料電池自動車の普及に向けて認識の共有を図り、協議を進めるなど、水素関連施策の推進について、検討を重ねています。

また、本市も、平成26年度中に「横浜市 エネルギーアクションプラン」を策定し、 水素の活用の普及拡大に向けた取組を積極 的に進めていく予定です。

つきましては、水素ステーションの設置 促進や、FCVの普及・拡大に向けた導入 初期の需給等を支えるため、国への要望や 県・市が連携した事業推進など、一層の連 携・協力をお願いします。

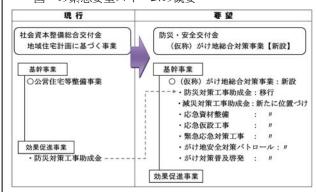
番号	事	業	名	退市	管局	説		明
	,							
1-(3)	政令市と	.—		総務	•			事業の中には、 <b>」</b>
	の補助較 	<i>,,</i> _		県民				で補助率や補助対
		(健康	福祉局)	保健	福祉	象の取扱いに較	<u>差</u> を設け	ているものがあり
				局		ます。		
						こうした中で、	平成26年	₹4月には消費税室
						が引き上げられ	、その増	収分については、
						社会保障施策の	充実・安	定化の財源として
						<u>活用</u> することと	されてお	り、平成27年度に
						は県の地方消費	脱収が大	きく拡大すること
						が見込まれます。	,	
						つきましては、	長年の	要望にもかかわり
						ず改善が図られ	てこなか	った小児医療費助
						成をはじめとす。	る次の助	成制度について、
						政令市・中核市	も含め、	県内全体として
								るよう、補助較差
						を撤廃すること		
(要望事業	(美)			ļ				
(1) 小	凡医療費助成	<b>戈事業</b>			※平成	合市 )他市町村 14年度までは県内全市 15年度から補助格差が記		
(2) ひ	とり親家庭等	等医療費	<b>,</b> 助成事業		(経 ②その ※平成	合市・中核市 経過措置:16年度45% O他市町村 15年度まで県内全市町7 年度から補助格差が設策	村への補助	<b>1/2</b> 率は1/2であったが、平
(3) 重/	度障害者医療	<b>聚費助</b> 成	文事業		(中 ②その ※昭和	合市・中核市 中核市へは経過措置 O他市町村 60年度から県補助率が 市とその他市町村の補助	宿減され、≦	<b>1/2</b> (16年度から) P成10年度以降は、
	日外国人高齢 支給事業	者・障	信害者等福祉	止給付	③その ※本市 の県 内他		業を実施し カ対象外とさ が格段に多い	いれています。本市は県

事	業	名	県所管局	説明
県から市 の移譲 ~「地域の を高めるため 備に関する 法)」等へ	自主性とめの関係は対応	事務・権 及び自立 女革の推 系法律の 第4次一	限 政策局 教育局 性 進 整 括	京 本年6月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第4次一括法)が公布されました。 これにより、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定」をはじめ、平成27年度から多くの事務・権限が県から市に移譲されます。 つきましては、円滑な事務・権限の移譲に向け、引き続き連携・協力をお願いします。また、「県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定」にかかる事務・権限は、道府県と指定都市の双方にとって財政運営の影響を最小限とすることを基本として、国が地方財政措置を検討し、適切に講じることが前提とされ、移譲時期は平成29年度を目途に可能な限り早期に行われるよう、検討・準備を進めるとされています。 つきましては、適切な地方財政措置の実施に向けた国への要望や、円滑な事務移譲の実施に向け、連携・協力をお願いします。
	県から市の移譲 ~「地域の を高めるため 備に関する 法)」等へ (政策局	県から市への事の移譲 ~「地域の自主性を高めるための関係を図るための関係 備に関する法律(法)」等への対応 (政策局、教育	県から市への事務・権の移譲 ~「地域の自主性及び自立を高めるための改革の推を図るための関係法律の備に関する法律(第4次一法)」等への対応~	県から市への事務・権限 政策局 の移譲 教育局 ~「地域の自主性及び自立性 を高めるための改革の推進 を図るための関係法律の整 備に関する法律(第4次一括 法)」等への対応 ~ (政策局、教育委員会事

番号	事業名	県所管局
2-(1)	防災・減災に向けた取組 の推進 〜風水害対策への対応〜 (建築局・道路局)	県土整備 局

#### 【国への緊急要望を踏まえ、総合的ながけ地対策への 県負担の一部導入】

国への緊急要望スキームの概要



- ※ 上記に加え、「土砂災害警戒区域航空測量」、「危険がけ現地調査委託」に関する費用も国へ予算化を要望
- 県負担の一部導入の考え方

「(仮称)がけ地総合対策事業」等にかかる地方負担 分について、県からの一部負担

[参考]

26年度要望額 84百万円 (地方負担分の1/2)

### 【河川改修の促進、治水対策の強化の要望概要】

- 1. 帷子川
  - 治水安全度向上のための河川改修の促進
- 境川及び柏尾川 治水安全度向上のための河川改修の促進、 及び遊水地の早期完成等治水対策の強化
- 3. 鶴見川及び早淵川・恩田川 治水安全度向上のための河川改修の促進、 及び遊水地の早期完成等治水対策の強化

台風や集中豪雨等による風水害による 被害が、近年、大きくなっています。特に、 本年10月の台風18号は、本市をはじめ、県 内市町村に甚大な被害を及ぼしました。

眀

説

これまでも県と市は連携・協力して、崖崩れ等の防止や河川の氾濫を防ぐための 風水害対策に取り組んできましたが、今後 はさらにこれらの対策を強化していくこ とが求められています。

崖崩れ等の対策では、市内に土砂災害警戒区域が2,431か所指定されている他、急傾斜地崩壊危険区域が687か所あります。

の命を守ることを最優先に考え、①土砂災害特別警戒区域の指定について、県による基礎調査を早急に実施し、調査結果を踏まえた指定に着実に取り組まれること、②急傾斜地崩壊危険区域の指定について、指定の拡大とともに、工事未着工区域の早期解消等、対策工事費の必要額の確保を図られることを要望します。また、民有地におけるがけの防災・安全対策をさらに推進するため、この度、26年度からの制度創設に向け、国へ緊急要望した「(仮称)がけ地総合対策事業」等について、県負担の一部導入を図られることを要望します。

あわせて、河川の改修や遊水地等の整備 も、計画的に進めていかなればなりませ ん。本市においても、治水安全度の向上に 向け積極的に取り組んでいますが、より一 層の効果をあげるためには、県施行河川に おける一層の取組強化が不可欠です。

つきましては、<u>帷子川、境川、鶴見川等</u> の河川改修等による治水対策の更なる強 化・推進を図られるよう、要望します。

番号	事業名	県所管局
2-(2)	消防団の装備充実	安全防災
	(消防局)	局
	(事業費)	
	408百万円	
	県補助要望額	
	204百万円	
	(補助要望額の考え方 整備経費の1/2	
<装備基準	改正により新たに必要となる装備等	等>
	用資機材(油圧切断機、エンジン	′カッター、
	ッキ、可搬ウインチ、AED)	
・情報伝達 (車載無	<b>装</b> 偏 線機、携帯無線機、トランシーバ- 	-)

<県におけるこれまでの市町村消防への支援内容>

• 市町村消防防災力強化支援事業費補助金 (H23~H26)

補助率:補助対象事業費の1/2

対象 : 消防救急デジタル無線整備事業

• 市町村地震防災対策緊急推進事業費補助金 (H24~H26)

補助率:補助対象事業費の1/3 対象:耐震性貯水槽整備事業等

• 消防広域応援体制整備支援事業費補助金(H24、H26)

補助率:補助対象事業費の1/3 対象 : ヘリコプター更新事業等 消防団は、災害発生時における消火活動、 救助・救出活動、避難誘導など、地域にお ける消防力・防災力の向上において重要な 役割を担っています。

明

説

地域防災力の重要性が増大している昨今の状況を受け、平成25年12月13日に<u>「消防</u> 団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」(平成25年法律第110号)(以下「法」という。)<u>が公布・施行され、消防</u> 団の装備の基準が改正されました。

これに伴い、本市を含む**各市町村では、** 大規模災害に対応するための<u>救助活動用資</u> 機材や情報伝達装備の整備を行います。

また、<u>法第15条では、県の役割として、</u> 「市町村が行う消防団の装備の改善に対 し、必要な財政上の措置を講ずるよう努め る」とされています。

県におかれましては、これまでも、市町 村消防の充実・強化に向け、必要な助成制 度や予算を確保していただいていますが、 この度の法に基づく消防団の装備充実につ きましても、必要な助成制度や予算の確保 をお願いします。

番号	事	業	名	県所管局		説	明	
2-(3)	医療提供	体制	の充実に	保健福祉	超高齢社	:会等の郅	削来を控え、	在宅医療・
	向けた取	組の強	<b></b>	局	介護の推進	や病床の	)機能分化。	• 連携など、
		(健身	長福祉局)		地域におけ	る医療や	2介護の総合	合的な対応が
					求められて	います。	こうしたロ	<sup>‡</sup> 、 <b>国は、本</b>
					年6月、「	医療介護	総合確保推	進法」※(以
「医療介護	総合確保推進	進法」 ※	に基づく国	の制度概要	下「法」と	いう。)	を制定し、	平成26年度
	ける医療及び介護 の整備等に関する		的な確保を推	進するための	<u>から、都道</u>	府県や市	<b>5町村を通し</b>	こた総合的な
○団塊の世代	弋が後期高齢者	そとなる	2025年を展望	ければ、病床	取組に着手	していま	きす。	
の機能分化	・連携、在宅医	療・介	護の推進等の		本市にお	いてはこ	これまでも同	市政の重点課
	是供体制の改革	_			題に医療対	策の推進	進を掲げ、着	<b></b> 事実に取り組
	、医療法等の 曽収分を財源と				んできたと	ころです	上が、さらた	なる強化・推
	<b>女支援制度を</b> 倉				進を図るた	.め、 <u>平成</u>	は27年度に向	句け、医療政
<del></del>	県に消費税増収				策部門の再	編を検討	<u>す</u> していると	ところです。
<u>つくり</u> 、各者	都道府県が作成 	えした <u>計</u>	画に基づき事	業実施。	つきまし	ては、 <u></u>	艮・市民の	の医療提供体
					制の充実に	向け、法	はに基づき、	消費税増収
					分を活用し	、県に新	<b>折たに設置る</b>	される基金を
					<u>もとに、在</u>	宅医療・	介護サート	<u>ごスの推進な</u>
					ど、県と市	が連携し	<u> た取組を-</u>	-層推進され
					るよう要望	<u>します。</u>	_	
					あわせて	、 <u>県の</u> 救	<b>対急医療体制</b>	別の根幹を担

### 【在宅医療・介護サービスの充実】

(1) 複合型サービス事業所転換推進事業 (要望額 15百万円 補助対象事業費の10/10)

<参考>事業所数 (H26) 県内16か所 (うち市内8か所)

#### 【病床の機能分化・連携】

(2) 緩和ケア病床整備推進事業

(要望額 141百万円 補助対象事業費の2/3)

<参考>緩和ケア病床数 対人口10万対 (H24) 横浜市:3.1 政令指定都市平均:5.6 神奈川県:3.2 全国平均:4.0

#### 【医療従事者等の確保・養成】

(3) 横浜市医師会立看護専門学校 再整備事業

(要望額 402百万円(3か年) 補助対象事業費の1/2) <参考>看護職員の状況 人口10万対 (H24)

神奈川県:789.7 全国平均:1,139.3

医療と介護を一体的に提供できる複合型サービス事業所の整備が 必要であり、既に安定した運営をしている小規模多機能型居宅介護 事業所からの転換を促進するため、転換推進費の助成を行います。

<u>う市町村の休日急患診療所への助成についても、引き続き継続されるよう要望します。</u>

[H27年度整備予定:5か所(補助上限額3百万円/か所)]

緩和ケアの充実に向け、本市「がん撲滅対策推進条例」や県の「が ん対策推進計画」に基づき取組を強化するため、緩和ケア病床を整 備する医療機関に対して、整備費の助成を行います。

【H27年度事業予定:済生会神奈川県病院(神奈川区) 横浜南共済病院(金沢区)

看護師の確保・養成に向けて、横浜市医師会立看護専門学校2校 (菊名校、保土谷校)の統合・再整備にあたり、整備費の助成を行います。

【スケジュール:H27年度~ 設計・工事 H30年度 開校 総事業費(想定):32億円

番号	事業名	県所管局
2-(4)	市民病院再整備事業(病院経営局)	保健福祉局

1 市民病院再整備事業において県からのご協力をいただきたい内容

#### ~ 考えられる財政措置スキーム ~

- ・三位一体改革により国の「医療施設等施設整備補助金(公立・公的)」の一部が、廃止・ 税源移譲されたことを踏まえた新たな補助 制度の創設
- ・現行の「神奈川県地域医療再生計画」に基づき実施されている、医療機器等への整備費助成を、「医療介護確保総合推進法」に基づく助成スキーム等への継承
- ・第一種感染症指定医療機関の役割を踏まえ た、県の一部負担金の措置

(国の「保健施設等施設・設備費国庫補助金」 を除いた地方負担分について、県からの一部 負担の措置)

#### 2 第一種感染症指定医療機関の役割

一類感染症、二類感染症、新型インフルエン ザ等感染症患者の受け入れ

※一類感染症…エボラ出血熱、ペスト等 二類感染症…結核、ジフテリア等 現在の市民病院は、施設の劣化・狭あい 化が著しく、医療機能の拡充はもとより、 現行の医療機器の更新も困難な状況です。 このような課題を解決し、将来にわたって 高度で良質な医療を提供し続けるために、 再整備事業に取り組みます。

明

説

スケジュールとしては、<u>平成32年度の開</u> 院に向け、本年9月に再整備基本計画の確 定、平成29年度に建設開始を考えています。

再整備事業に際しては、市民病院が、災害医療や感染症などの広域的・中核的な拠点として、市域を超えた政策的医療の役割を担っていくことから、県のご協力も不可欠と考えています。

つきましては、これまでの医療施設整備 や設備の充実にかかる県の助成制度等を踏まえた、市民病院再整備事業に適用できる 新たな財政措置の創設と、県内唯一の県指定の第一種感染症指定医療機関として、機能確保に必要な施設整備等に対する県の一部負担について、建設年度に応じた予算措置を要望します。

### 市民病院再整備事業の概要

- ・災害医療や感染症などの政策的医療の拠点
- 市民の健康危機管理の拠点
- ・地域医療全体の質向上のための拠点

としての役割を発揮するとともに、病院と公園 の機能を活かし、一帯のにぎわいの創出を図り ます。

○病床数:650床 ○延床面積:約60,000m²

○外来患者数:1,200人/日程度

○標榜診療科:現在の診療領域を維持

○事業費(予定額):426億円

番号	事業名	県所管局
2-(5)	特別支援学校の整備 (教育委員会事務局)	教育局
	 過大規模校の現状	

本市内の県立養護学校(病弱養護学校を除 く) の児童生徒数

	開校時 想定数	Н26. 5. 1
知的障害教育部門	「単独校」	
瀬谷養護学校	130名	305名
保土ケ谷養護学校	195名	330名
みどり養護学校	130名	232名
鶴見養護学校	200名	239名
横浜ひなたやま支援学校 (高等部のみ)	120名	82名※
知・肢併置の「	複合校」	
三ツ境養護学校	30名	251名
金沢養護学校	102名	309名

※平成25年4月開校のため1・2学年のみ。

県の、新たな養護学校再編整備検討協議会の提言に よれば(平成18年3月)、養護学校の適正規模とし て、知的障害教育部門の「単独校」で「100から130 **人程度**」、知・肢併置の「複合校」では、「**130か** ら160人程度」とされている。

### 特別支援学校への就学・転入学を希望す る児童生徒が依然として増加しつづけ、県 立・市立ともに特別支援学校の過大規模化 **が大きな課題**となっています。

明

説

県におかれましては、平成25年4月に本 市西部方面に「横浜ひなたやま支援学校」 を開校されましたが、横浜市域における増 加傾向には変わりはなく、今後とも特別支 援学校が不足する状況です。

つきましては、**特別支援学校の過大規模** 化解消に向けて、新設校整備を検討されて いる県立中里学園跡地での整備を着実に進 めるとともに、比較的短い期間で効果が発 揮されることが期待できる既存学校の改修 等による整備に取り組まれますよう、要望 します。

#### 横浜市域の個別支援学級在籍児童生徒数推移

市立学校現況より(平成26年5月1日現在)

		小	Ä	学		中	学		校	
		H15年度	H24年度	H25年度	H26年度	H15年度	H24年度	H25年度	H26年度	
北	部	470名	967名	1,004名	1,068名	183名	371名	383名	408名	
西	部	345名	799名	891名	963名	165名	349名	341名	388名	
東	部	410名	795名	874名	987名	167名	324名	366名	398名	
南	部	498名	1,011名	1,076名	1,090名	203名	408名	408名	421名	
計		1,723名	3,572名	3,845名	4,108名	718名	1,452名	1,498名	1,615名	

番号	事業名	県所管局	説明
2-(6)	県市協調で進めている 事業		以下の事業については、これまでも県市 協調で事業を進めてきていますが、平成 27年度も引き続き、 <b>県市協調で円滑に事業</b> <b>が進められるよう要望します。</b>

(要望事業)			県所管局	説明
	県予算要望額 (百万円)	うち 県負担額		
	(11/3/13/	(百万円)		
①市街地再開発事業	1, 081	5 4 1	県土整備局	民間活力を活用した市街地再開発事業の促進を図
(都市整備局)				るため、市街地再開発事業の施行者に対する事業費の
				確保。
				① 二俣川駅南口地区
				② 東神奈川一丁目地区
				③ 大船駅北第二地区
				④ 瀬谷駅南口第一地区
②神奈川東部方面線	2, 915	2, 915	県土整備局	神奈川東部方面線整備にかかる事業者への事業費
整備事業				の確保。
(都市整備局)				
③都市基盤河川改修	1, 248	1, 248	県土整備局	本市が施行する河川改修に対する補助金の確保。
事業				帷子川、今井川、和泉川など 7河川
(道路局)				